

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、みよし市監査基準に準拠して定期監査を次のとおり実施しました。

第1 監査を実施した監査委員

金 子 晃
水 谷 正 邦

第2 監査の種類

定期監査

第3 監査の概要

1 監査の対象

部局等	課等（※）
経営企画部	企画政策課（デジタル化推進室及びゼロカーボン推進室含む）、秘書広報課、財政課（施設マネジメント推進室含む）
総務部	総務課、人事課、防災安全課、協働推進課
福祉部	福祉課、長寿介護課、保険健康課
こども未来部	こども政策課、保育課、こども相談課
市民経済部	産業振興課、産業振興課分室、生活環境課、市民課（市民情報サービスセンター含む）、税務課、納税課
都市建設部	道路河川課、下水道課、都市計画課、公園緑地課
会計管理者	会計課
市民病院事務局	管理課
議会事務局	議事課
教育委員会教育部	学校教育課、学校給食センター、スポーツ課、生涯学習推進課、歴史民俗資料館
監査委員事務局	

※ 監査の実施単位毎に記載

2 監査の範囲

令和5（2023）年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼としました。

4 監査の主な実施内容

着眼点に基づき、関係書類について、試査により確認、質問等を行うとともに、関係職員からの聴き取りを行いました。

なお、前年度の定期監査結果を踏まえ、「契約事務（委託業務及び工事）」を重点監査項目とし、重点的に確認しました。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員室（市民病院事務局管理課は、市民病院会議室）

(2) 日程

令和5（2023）年10月12日から令和6（2024）年1月29日まで

第4 監査の結果

概ね適正であると認められました。

第5 監査意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり意見を付します。

1 公印規則に基づく公印使用の徹底について

決定書等において公印使用承認印欄が空欄となっていたものが見受けられ、職員に説明を求めたところ、口頭で使用承認を行ったものの承認印を失念していた旨の説明がありました。公印は、公の機関を名義人とする文書が真実にその機関の意思を表す文書であることを認証し、その文書について当該機関が自ら責任を負うことを明らかにするものです。公印管理者及び全ての職員は、この重要性を理解し、各執行機関の公印規則・公印規程に基づく取扱いを徹底するよう求めます。

また、行政デジタル化推進による行政文書の電子化に際して、みよし市行政文書管理規程第22条第2項に規定する公印の省略について、判断基準を法令等に基づき適切に整理し、事務負担軽減に努められるよう求めます。

2 会計年度任用職員の人事管理事務について

「会計年度任用職員就業記録表」（以下「就業記録表」という。）及び「会計年度任用職員休暇届」は、いずれも紙媒体に手書きで作成されており、記入誤り、計算誤り、記入漏れ等の不備が例年同様に見受けられました。報酬等の額に影響する不備はなかったものの、決裁時の確認が行き届いていない状況です。

各課は、月毎に就業記録表の勤務実績を会計年度任用職員システムに入力します。これと別に、勤務実績を「会計年度任用職員月額報酬算定表」（Excel ファイル）（以下「算定表」という。）に入力し、算定表上で算出された報酬等の額とシステムで計算された報酬等の額を照合して確認を行い、報酬等を支払っています。

多数の会計年度任用職員が所属する課、会計年度任用職員の勤務時間が変則的な

課では、これら一連の確認作業で職員にかかる負担は大きいものと推察します。様式を誰が見ても記入しやすく読み取りやすいものに見直す、デジタルツールを活用して誤りが起きないような仕組みを構築し確認作業を減らすなど、職員の負担軽減に努められるよう求めます。

3 事務の不備について

職員による事務の不備が例年同様に多く見受けられました。各自の留意により容易に防ぐことができる誤りであること及び決裁の際に管理職又は監督職による是正が行われているべきものであることを念頭に、職員の意識の徹底を図られるよう求めます。

また、契約事務において、仕様書に定める提出書類が提出されていない又は提出書類に不備があるにもかかわらず受領している状態が散見されました。監督員は、仕様書に基づく提出書類の確認を徹底するよう求めます。

定期監査（保育園・小中学校）結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、みよし市監査基準に準拠して定期監査を次のとおり実施しました。

第1 監査を実施した監査委員

金 子 晃
水 谷 正 邦

第2 監査の種類

定期監査

第3 監査の概要

1 監査の対象

所管課	対象（※）
こども未来部 保育課	打越保育園、城山保育園
教育部 学校教育課	天王小学校、黒笹小学校、南中学校

※ 保育園2園、小中学校3校を順に選定し実施

2 監査の範囲

令和5（2023）年度における財務に関する事務の執行並びに施設の維持管理及び安全管理

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかに加えて、施設の維持管理及び安全管理が適切に行われているかを着眼点としました。

4 監査の主な実施内容

着眼点に基づき、帳簿、現物及び施設等の確認を行うとともに、関係職員へ聴き取りを行いました。

なお、前年度の定期監査結果を踏まえ、「施設及び設備の管理」「理科教材薬品及び医薬品の管理」を重点監査項目とし、重点的に確認しました。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

対象の保育園及び小中学校

(2) 日程

令和5（2023）年10月12日から11月14日まで

第4 監査の結果

小中学校において、次のとおり注意改善を必要とする事項が認められました。速やかに所要の措置を検討、実施し、改善に取り組むよう求めます。

全体として、概ね適正であると認められました。

1 指摘事項

監査項目	監査結果	対象
理科教材薬品の管理	劇物である薬品について、理科薬品管理簿に記録された量と現物の量が一致しないものがあった。	南中学校

2 指導事項

監査項目	監査結果	対象
理科教材薬品の管理	授業で使用しなくなった薬品が長期にわたり廃棄されず保管されていた。	天王小学校 黒笹小学校
同	薬品保管庫の鍵の保管方法が不適切であった。	南中学校
同	管理簿に記録された保管位置と実際の保管位置が異なるものがあった。	南中学校

第5 監査意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり意見を付します。

1 施設及び設備の管理について

天王小学校において、受水槽囲い柵出入口の鍵が開いた状態になっていましたので、児童の安全のため施錠確認を徹底されるよう求めます。

2 学校情報持出簿について

小中学校において、職員が情報機器等を校外へ持ち出す場合は、学校情報持出簿に記録し、校長が持出及び返却を確認し、適切に処理されていましたが、校長自身の持出については、教頭など別の者が確認するよう運用の検討を求めます。

3 監査結果について

指摘事項は、前年度の定期監査においても意見を付したものですが、同様の不備が見受けられました。監査対象の保育園・小中学校にとどまることなく監査報告書を確認、共有し、適切な事務の執行に努められるよう求めます。

定期監査（工事監査）結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、みよし市監査基準に準拠して定期監査を次のとおり実施しました。

第1 監査を実施した監査委員

金 子 晃
水 谷 正 邦

第2 監査の種類

定期監査（工事監査）

第3 監査の概要

1 監査の対象

- (1) 都市建設部 道路河川課
河川修繕工事（準用河川大曲川）（みよし市打越町地内）
- (2) 同 下水道課
三好西部地区公共下水道管渠築造工事（第S93工区）（みよし市福田町地内）

2 監査の範囲

令和5（2023）年度における工事の計画、設計、積算、契約事務の執行及び施工状況

3 監査の着眼点

対象の工事に関する事務の執行が法令に基づき適正に行われているか、現場での品質及び安全管理は適切に行われているかを主眼として、主に合規性・有効性の観点から監査を実施しました。

4 監査の主な実施内容

工事の技術的事項の調査を専門機関（公益社団法人大阪技術振興協会）に委託して実施しました。委託先の技術士により、工事監査調書及び関係書類の確認並びに工事現場の現地確認を行いました。

5 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所
401会議室及び各工事現場
- (2) 日程
令和6（2024）年1月16日

第4 監査の結果

事務の執行は概ね適正であり、施工状況についても設計図書等に基づいて実施されていると認められました。

別添「みよし市令和5年度工事技術調査結果報告書」の内容を確認、検討し、今後とも工事の設計及び施工にあたって技術の向上を図り、経済性及び安全性にも配慮し適正な施工管理に努められるよう求めます。

みよし市

令和5年度

工事技術調査結果報告書

令和6年3月4日（月）

公益社団法人 大阪技術振興協会

技術士（建設部門・総合技術監理部門）松谷 孝広

調査実施日：令和6年1月16日（火）

場 所：みよし市役所4階401会議室および工事現場

監査執行者：みよし市代表監査委員	（識見）	金 子 晃
みよし市監査委員	（議選）	水 谷 正 邦

監査立会者：監査委員事務局	事務局長	岡 田 高 行
〃	副 主 幹	中 島 真 美
〃	主任主査	鈴 木 優 子

調査対象工事

- 【1】河川修繕工事（準用河川大曲川）
- 【2】三好西部地区公共下水道管渠築造工事（第S93工区）

文書中の

_____部分は、留意事項

.....部分は、今後に向けての提案及び要望

【1】河川修繕工事（準用河川大曲川）

1 工事内容説明者

(1) 調査出席者

都市建設部	部長		久	野	恭	司
〃	次長兼					
〃	道路河川課	課長	舟	橋	伸	幸
〃	道路河川課	主任主査	枅	川	幸	詩
〃	〃	技師	山	田	雅	子
総務部	総務課	主査	柴	田		浩
〃	〃	技師	畔	柳	真	帆

(2) 工事受注者

半澤建設株式会社

現場代理人（主任技術者） 加 納 享

2 工事場所 みよし市打越町地内

3 工事概要

大曲川は、みよし市の南部に位置する境川水系の準用河川であり、愛知県管理の二級河川逢妻女川に合流する。本河川は、老朽化等により河川護岸が一部破損していたため、令和2年度に河川修繕工事測量設計業務委託を行い、令和3年度より河川修繕工事を鋭意行っている。本年度工事完了予定。

(1) 工事内容

工事延長 L=84.6m

【河川土工】

掘削工掘削 175m³

作業土工床掘 260 m³、埋め戻し 192m³

法面整形工法面整形 51m²

【施設構造物工】

護岸工 L=81.5m

ブロック積護岸 タイプ A-1 1 式、タイプ B 1 式

ブロック積護岸 天端コンクリート

基礎工 タイプ A-1 15m、タイプ B 77m

張芝工 62m²

吐口工 A 2 箇所 吐口工 B 1 箇所

ふとんかご L2000×B1000×H500 18m

管渠工管渠 HP φ 200 2m HP φ 300 1m
 集水桝工 B600×L600×H1600 3箇所

【構造物撤去工】

構造物取壊し工

コンクリート構造物取壊し 無筋 Co 6m³
 有筋 Co 12m³
 殻運搬、殻処理 無筋 Co 6m³
 有筋 Co 12m³

【仮設工】

大型土のう設置 33 袋
 仮排水路設置 φ 500 波状管 200m φ 300 波状管 35m
 建設機械進入路設置 貯留土 324m³ 路体盛土 513m³
 敷鉄板設置 22×1524×6096 446m²(N=48 枚)
 22×1524×3096 28m²(N=6 枚)

(2) 工事受注者

半澤建設株式会社

【第 1 回目で落札】

「事後審査型一般競争入札（2 者参加）、予定価格事後公表、電子入札」

(3) 設計・施工監理

設 計：株式会社新日

施工監理：直営

(4) 事業費

設計金額（税込）32,558,900 円

請負金額（税込）32,450,000 円（うち消費税及び地方消費税 2,950,000 円）

落札率 99.66%

(5) 工事期間

令和 5 年 10 月 6 日から令和 6 年 3 月 22 日まで

(6) 進捗状況（令和 5 年 12 月末日現在）

計画出来高 36.4% 実施出来高 36.4%

【計画どおり】

(7) 工事監督員

当該工事受注者に書面で通知し適正であった。（建設業法第 19 条の 2 第 2 項）

本工事に任命されている監督員は 3 名体制で、総括・主任の権限分担も監督員要領に記載されており、適正であった。

都市建設部	道路河川課	総括監督員	鈴木 正康
		主任監督員	栢川 幸詩
		専任監督員	山田 雅子

4 調査所見

4-1 書類関係

(1) 地方自治法金銭的保証制度（地方自治法第 234 条の 2 関係）として、履行保証制度^{※1}の活用が図られている。なお、契約保証金については、「みよし市工事請負契約約款」のとおりであり適正に施行されていた。

ア 契約保証 3,245,000 円
【東日本建設業保証株式会社 請負金額の 10%以上】

※1 履行保証制度は、「金銭的な保証」と「役務的な保証」に分けることができます。「金銭的な保証」は、受注者の債務不履行に伴い、発注者の経済的損失を金銭的に填補するものです。契約保証金の納付のほか、国債等の有価証券の提供または保証事業会社や金融機関の保証、履行保証保険、履行ボンドなどが認められています。

イ 前払金保証について、工事請負契約約款のとおりであり適正に施行されていた。
12,980,000 円
【東日本建設業保証株式会社 契約金額の 40%以内】

(2) 入札状況について

2 者参加の事後審査型一般競争入札、予定価格事後公表、電子入札であり、適正に執行されていた。

「みよし市一般競争入札に関する事務取扱要領」、「みよし市工事等電子入札実施要領」に基づき適正に執行されていた。

【土木一式工事】

- ・ 公告日 令和 5 年 9 月 7 日
- ・ 参加申請期間 令和 5 年 9 月 7 日～令和 5 年 9 月 22 日
- ・ 入札書受付 令和 5 年 9 月 26 日～令和 5 年 9 月 27 日
- ・ 開札日 令和 5 年 9 月 28 日

ア 見積期間：令和 5 年 9 月 8 日（公告翌日）～令和 5 年 9 月 27 日であった。

建設業法第 20 条第 4 項、建設業法施行令第 6 条第 1 項第 3 号に規定された予定価格 500 万円以上 5,000 万円未満の必要な見積期間（10 日間）が確保されていた。（公告翌日～応札期間 20 日）適正であった。

(3) 契約関係書類

工事請負契約書は、「みよし市工事請負契約約款（土木工事用）」（令和 5 年 4 月 1 日改正）に基づき適正に作成されていた。

(4) 現場代理人・主任技術者通知書及び工事下請負届等

現場代理人・主任技術者及び関係書類は適正に作成され、整備されていた。

工事下請負届は、施工体系図を作成添付し、建設業許可の写しとともに整理され、見やすくファイリングされており適正であった。

(5) 建設業退職金共済制度の共済証紙など書類

建設業退職金共済制度^{※2}への加入がなされており、「掛金収納書」を確認した。

※2 建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）は、**建設現場で働く労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、もって建設業の振興に寄与することを目的として「中小企業退職金共済法」に基づき創設された退職金制度である。**

建設業の事業主が勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、被共済者である建設現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、当該労働者が建設業界で働くことをやめたときに、**機構が直接労働者に退職金を支払うという業界退職金制度**となっている。

上記の目的を達成するためには、建設業を営む多くの事業主が本制度に加入するとともに、本制度の被共済者である労働者に共済手帳が確実に交付され、共済証紙が適切に貼付されることが必要である。

なお、県等では、入札参加に当たって必要とされる経営事項審査において、建退共制度への加入の有無を加点評価するとともに、発注工事の設計金額の積算にあたって、共済証紙の費用を現場管理費に含めるなどの措置を講じ、本制度の促進を図っている。

(6) 工事保険契約

労働災害保険、賠償責任保険等に受注者が加入しているとのことである。

工事請負契約約款第 57 条（火災保険等）より、その他保険に付した場合は、監督員に「提示」、「通知」と記載している。

付した保険証券等の控えを提出させる方が、リスク管理として望ましく確認をお願いする。

【参考】愛知県建設局 土木工事現場必携（P. 6-88）

～令和4年4月1日作成～

【Q:4-8】 法定外の労災保険の加入について

どのような保険に加入すればよいのか。

【A】

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第35号）において、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下、「法定外の労災保険」という。）の保険料を予定価格へ反映することが、発注者等の責務として位置づけられ、現場管理費の改定が行われた。

「法定外の労災保険」とは、工事作業員の身体障害を填補することを目的としており、法定外労災補償（建設共済等）、労働災害総合保険、傷害保険などの種類がある。

*引用:公共工事標準請負契約約款の解説

4-2 設計・積算に関する書類

【設計方針】

崩壊した護岸を含めた護岸改修の設計を主として行うものであり、特に崩壊が激しい左岸に合わせて右岸も同様の護岸形状とする。また、上流のフリューム水路の計画書に記載がある条件および現況条件をすべて満足するものとする。測量および地質調査（右岸左岸各1箇所）を実施し、より精度の高い設計を行う。

(1) 設計に関する書類

詳細設計は、株式会社新日にて実施されていた。

設計会社の設計技術者などの関係書類は、適正に整備されていた。

また、設計図書は、「イ：設計参考図書」を基準として作成させていた。

「令和2年度河川改修工事測量設計業務委託（準用河川大曲川）報告書」：令和3年1月」を確認した。

護岸工比較案

- ・ブロック積工
- ・プレキャストL型水路工
- ・鋼矢板護岸工+笠コンクリート工
- ・コンクリート矢板工

本工事の護岸工は、経済性・施工性・安全性等を考慮し、「ブロック積工」を採用していた。適正であった。

ア 特記仕様書

特記仕様書は、施工条件明示も含め適正に作成されていた。

イ 設計参考図書

【実施設計に使用した基準、指針】

図書の名称	発行年月日	著者
設計業務共通仕様書	令和元年 10 月	愛知県建設局
測量業務共通仕様書	令和元年 10 月	愛知県建設局
解説・河川管理施設等構造令	平成 12 年 1 月	国土技術研究センター
河川構造物設計要領	平成 30 年 5 月	中部地方整備局
砂防設計の手引き	平成 29 年 7 月	愛知県建設部
建設省河川砂防技術基準(案)同解説設計編	平成 29 年 10 月	日本河川協会
地盤調査の方法と解説	平成 25 年 3 月	地盤工学会
ボーリング柱状図作成要領(案)解説書	平成 11 年 5 月	日本建設情報センター
(参考) 昭和 52 年度緊急農地等防災事業計画書		愛知県土地改良事業団体連合会

(2) 積算に関する書類

【コスト縮減】

護岸工法について 4 工法にて比較検討し、最も施工費が安いブロック積護岸を採用した。

ア 積算

積算基準は、愛知県建設局発行の「積算基準及び歩掛表その 1、その 2」に基づくシステムを導入し、「県設計単価表」及び市販刊行物の「建設物価」「積算資料」「土木コスト情報」「土木施工単価」にて適切に算出されていた。

物価資料によらない場合の単価については、原則として 3 者以上から見積り徴取し、平均値を出し上下 30% 範囲内での平均見積価格を本工事採用単価としていた。愛知県建設局発行の「積算基準及び歩掛表」の価格決定方法に準拠しており、適正であった。

イ 積算参考資料

図書の名称	発行年月日	著者
愛知県積算基準及び歩掛表（その 1）	令和 4 年 10 月 1 日	愛知県建設局
愛知県積算基準及び歩掛表（その 2）	令和 4 年 10 月 1 日	愛知県建設局
令和 5 年度設計単価表	令和 5 年 4 月 1 日	愛知県建設局
建設物価	令和 5 年 8 月	(一財) 建設物価調査会
積算資料	令和 5 年 8 月	(一財) 経済調査会
土木コスト情報	令和 5 年 8 月	(一財) 建設物価調査会
土木施工単価	令和 5 年 8 月	(一財) 経済調査会
業者見積り		各社

(3) 設計内訳書

提出された「設計内訳書」をチェックしたところ、内容に不備なく整備され、適正であった。

4－3 施工に関する書類

(1) 関係諸官庁への届出

特定建設作業の実施届出書等の提出をはじめ、必要な諸手続きは、的確に実施され、関連書類は適正に整備、保管されていた。

(2) 施工体系図及び施工体制台帳

施工体系図は適正に提出させ、整備、保管されていた。

施工体制台帳は、全建統一様式に基づき適切に作成させていた。

注文書又は請書等で、下請業者に「法定福利費」項目として計上されているかの記載も併せて確認指導をお願いする。

【参考】

- 施工体制台帳の記載内容と添付書類 (建設業法施行規則第 14 条の 2)
- 公共工事では、作成した施工体制台帳の写しを発注者へ提出しなければならない。
(公共工事入札契約適正化法第 15 条第 2 項)
- 公共工事においては、H27. 4. 1 以降契約を行った工事で、工事を施工するために下請契約を行った場合には、施工体制台帳を作成しなければならない。
(公共工事入札契約適正化法第 15 条第 2 項)
- 工事中は、工事現場に備え置くことが義務づけられている。
- 帳簿の添付書類として、工事完了後は 5 年間（発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあつては 10 年間）保存することが義務づけられている。
(建設業法第 40 条の 3、施行規則第 26 条第 2 項ハ、施行規則第 28 条)

(3) 工事カルテ

工事カルテの作成と（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）の CORINS（工事実績情報システム）登録が行われていた。

関連書類は適正に整備、保管されていた。

(4) 工程管理

施工計画に実施工程表が作成、整備されており適正であった。

(5) 履行報告書

月ごとの進捗出来高を工事履行報告書で提出させていた。

計画出来高と実施出来高は、工程表で色分けし適切に進捗出来高数値を把握していた。

(6) 設計照査

受注者から、所定の様式に沿い令和5年10月10日に提出させており適正であった。

【参考】愛知県建設局 土木工事現場必携 (P. 2-24)

(1) 請負者から発注者へ報告

(2) 標準仕様書第1編1-1-3

(3) 工事着手前の報告

(照査要領(案)により、全ての項目について照査を行う。)

注意事項

(1) 発注者は、照査結果の報告を受ける。その後、請負者から条件変更の確認請求を工事打合簿により通知を受けたときは、請負者立会の元、現地調査を行う。条件変更確認請求通知に対する回答は、現地調査後14日以内に工事打合簿により通知する。

(2) 請負者が行う設計照査は、「設計変更ガイドライン」の「9 設計図書の照査について」の内照査要領(案)に沿って行う。

(7) 施工計画書

施工計画書は、仕様書に基づき作成させ、提出させていた。

令和5年10月6日、令和5年12月27日の2回提出していた。

施工計画を確認した。適正であった。

記載番号(8)の「緊急時の体制及び対応」に現場作業中止基準の数値を明確に示し、その後の体制、避難等の場所も追記させることが望ましい。

また、訓練(テスト)し、有効性を確認される指導をお願いしたい。

(8) 事前測量成果表

「愛知県土木工事標準仕様書」1-1-45(工事測量)より、令和5年10月10日に提出させていた。適正であった。

【参考】愛知県建設局 土木工事標準仕様書（1-1-45）

1 一般事項

請負者は、工事着手後速やかに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督員に測量結果を速やかに報告し指示を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の指示を受けなければならない。また請負者は、測量結果を監督員に報告しなければならない。

(9) 工事材料関係の書類

工事用材料使用承諾願などは工事受注者から、監督員に提出させ、適正に整備・保管されていた。また、材料の品質を証明する使用材料調書も請負者から監督員に提出させ、整備、保管されており適正であった。

4-4 建設廃棄物処理に関する書類

(1) 廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者及び処理業者との契約など適正に実施されていた。

(2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト票）は、確認しなかったが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」などに遵守した再生資源実施計画書が提出されていた。

竣工書類検査段階で、設計書、マニフェストの最終確認を行い、運搬状況写真、処分地写真を確認するとのことである。

（産業廃棄物、土捨の処理関連の管理）

No	項 目	産業廃棄物		土 捨	
1	産業廃棄物種類	Co殻		残土	
2	委託契約書(有/無)	有		無	
3	処分業許可証(有/無)	有		有	
4	収集・運搬業許可証(有/無)	無		無	
5	処分地・運搬経路図(有/無)	有		有	
6	マニフェスト管理(有/無)	有		無	

(3) 受注者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第5条第2項」に該当するため、「建設副産物情報交換システム-COBRIIS-」等を利用し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、提出させていた。

「建設副産物情報交換システム-COBRIIS-」登録証を提出させて頂きたい。

・再生資源利用計画書—建設資材搬入工事用—

建設副産物情報交換システム【工事ID番号 12199517】を確認した。

◇建設廃棄物処理委託契約書：契約控えを確認した。

【参考】愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱

(リサイクル状況の集約への協力)

第16条 リサイクル状況の集約を容易にするため、請負者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の内容を COBRIS に登録し、工事登録証明書を作成し、発注者に提出するものとする。

2 発注者は、工事登録証明書を受領した時には、チェックリストによりエラーがないことをシステム上で確認することとする。

3 あいくる材の使用状況を集約するため、請負者は、あいくる材使用状況報告書とあいくる材使用実績集約表をあいくるのホームページからダウンロードした電子データを用いて作成し、電子データで提出するものとする。

【参考】愛知県建設局 建築工事事務の手引 (P. 2-1)

「COBRIS」 Construction Byproducts Resource Information interchange System の略。

- ・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書は、
「建設副産物情報交換システム (COBRIS／コブリス)」により作成する。
<https://www.recycle.jacic.or.jp>
- ・次のものを添付する。
 - ア 建設発生土受入地の関係法令に基づく許可証 (民間受入地の場合に限る。) の写し
 - イ 収集運搬、処理業者の許可証の写し (受注者が契約した収集運搬業者及び処分業者のもの)
 - ウ 廃棄物処理委託契約書の写し (受注者が収集運搬業者及び処分業者と契約したもの)
 - エ 受注者が契約した処分場までの運搬ルート図
 - オ 工事場所から再資源化または最終処分場までの流れ、収集運搬業者、処分業者 (処分施設) を記載した表 (フロー図等)
 - カ 収集運搬業者の運搬車両一覧表
- ・廃棄物の適正な処理の促進に関する条例第7条第1項、同条例施行規則第3条各項の規定により、工事請負契約時にリサイクル法による説明を行った場合で、処理を説明書に記載した施設から変更した施設で行う場合は、事前に発注者の承諾を得た上で、工事請負契約の変更が必要となる。

4-5 安全管理に関する書類

(1) 安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。

(2) K Y活動、新規入場者教育、安全パトロール記録、作業員保有資格一覧表等の日

常安全管理書類は、適切に整理管理がなされていた。

(工事管理記録、安全管理標識掲示:実施中項目に○印)

工事管理記録	安全管理の会議・現場での標識掲示
日報 週報・月報 品質管理・出来型管理・納品管理	朝礼・安全会議記録 安全パトロール記録
グリーン購入法適合製品の購入	新規入場者教育ノート
打合せ簿・指示書・実施工程管理表	建設業許可票・労災保険成立票
工事写真帳	施工体制体系図・緊急連絡体制図
	建設業退職金共済制度適用事業主現場標識

4－6 現場施工状況調査における所見

(1) 施工状況について

品質管理状況は、書面、現場から判断して特に問題は認められなかった。

(2) 現場確認審査をしたが、環境配慮、出来形、出来映えは良好であった。

(3) 建設業法等による工事現場掲示物「建築工事事務の手引」(愛知県建設局) P. 2-5及び「土木工事現場必携」(同) P. 1-13(5)より、「工事現場への掲示について」を参考に掲示すべきものを徹底させること。また、記載方法等を受注者へ指導徹底をお願いします。

5 技術調査全般

工事を通じて、各種届出書や施工計画など、工事着手からの書類は整備されていた。現場の施工管理状態は良好であった。

サンプリング監査のため、細部まで確認することができなかったが、工事の監督員管理は適正であった。

現場の資機材は、整理、整頓され管理が行き届いていた。

本工事は、河川工事であり、第三者の立ち入りが容易である。

現場内の資材等の放置なきよう十分配慮していた。

特に、第三者が見学で立ち入ることもある。第三者災害なきよう、より徹底した安全管理について重点指導をお願いします。

以上

【2】三好西部地区公共下水道管渠築造工事（第S93工区）

1 工事内容説明者

(1) 調査出席者

都市建設部	部長		久野恭司
〃	下水道課	課長	原田恭光
〃	〃	副主幹	今井啓介
〃	〃	技師	松永光紗
総務部	総務課	主査	柴田浩
〃	〃	技師	畔柳真帆

(2) 工事受注者

株式会社三文 現場代理人（主任技術者） 鬼頭弘

2 工事場所 みよし市福田町地内

3 工事概要

本事業は、みよし市福田町に位置する市街化区域の下水道整備であり、平成29年度から継続して工事を行っている。本年度は全体延長約3,300mのうち、約250mの整備を実施するものである。

(1) 工事内容

工事延長 L = 255.9m

汚水管布設工(VUφ150) L = 251.6m

鋼製さや管推進工(φ250-φ100) L = 39.35m

1号人孔設置工 N = 1基

0号人孔設置工 N = 4基

(2) 工事受注者

株式会社三文

【第1回目で落札】

「事後審査型一般競争入札（2者参加）、予定価格事後公表、電子入札」

(3) 設計・施工監理

設計：日本上下水道設計株式会社 名古屋総合事務所

工事監理：直営

(4) 事業費

設計金額（税込） 81,030,400 円

請負金額（税込） 78,100,000 円（うち消費税及び地方消費税 7,100,000 円）
落札率 96.38%

(5) 工事期間

令和 5 年 10 月 13 日から令和 6 年 3 月 22 日まで

(6) 進捗状況（令和 5 年 12 月末日現在）

計画出来高 8.3% 実施出来高 8.3% 【計画どおり】

(7) 工事監督員

当該工事受注者に書面で通知し適正であった。（建設業法第 19 条の 2 第 2 項）

本工事に任命されている監督員は 2 名体制で、総括・主任の権限分担も監督員要領に記載されており、適正であった。

都市建設部 下水道課 総括監督員	今井 啓介
専任・主任監督員	松永 光紗

4 調査所見

4-1 書類関係

(1) 地方自治法金銭的保証制度（地方自治法第 234 条の 2 関係）として、履行保証制度^{※1}の活用が図られている。なお、契約保証金については、「みよし市工事請負契約約款」のとおりであり適正に施行されていた。

ア 契約保証 7,810,000 円

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の 10%以上】

※ 1 履行保証制度は、「金銭的な保証」と「役務的な保証」に分けることができます。「金銭的な保証」は、受注者の債務不履行に伴い、発注者の経済的損失を金銭的に填補するものです。契約保証金の納付のほか、国債等の有価証券の提供または保証事業会社や金融機関の保証、履行保証保険、履行ボンドなどが認められています。

イ 前払金保証について、工事請負契約約款のとおりであり適正に施行されていた。

31,240,000 円

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の 40%以内】

(2) 入札状況について

2 者参加の事後審査型一般競争入札、予定価格事後公表、電子入札であり、適正に執行されていた。

「みよし市一般競争入札に関する事務取扱要領」、「みよし市工事等電子入札実施

要領」に基づき適正に執行されていた。

【土木一式工事】

- ・ 公告日 令和 5 年 9 月 7 日
- ・ 参加申請期間 令和 5 年 9 月 7 日～令和 5 年 9 月 29 日
- ・ 入札書受付 令和 5 年 10 月 3 日～令和 5 年 10 月 4 日
- ・ 開札日 令和 5 年 10 月 5 日

ア 見積期間：令和 5 年 9 月 8 日（公告翌日）～令和 5 年 10 月 4 日であった。

建設業法第 20 条第 4 項、建設業法施行令第 6 条第 1 項第 3 号に規定された予定価格 5,000 万円以上の必要な見積期間（15 日間）が確保されていた。

（公告翌日～応札期間 27 日）適正であった。

(3) 契約関係書類

工事請負契約書は、「みよし市工事請負契約約款（土木工事用）」（令和 5 年 4 月 1 日改定）に基づき適正に作成されていた。

(4) 現場代理人・主任技術者通知書及び工事下請負届等

現場代理人・主任技術者及び関係書類は適正に作成され、整備されていた。

工事下請負届は、施工体系図を作成添付し、建設業許可の写しとともに整理され、見やすくファイリングされており適正であった。

(5) 建設業退職金共済に関する書類

建設業退職金共済制度^{※2}への加入がなされ、掛金収納書（原本）が添付されていた。受注者は、建設業退職金共済制度へ加入しており適正であった。

※2 建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）は、**建設現場で働く労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、もって建設業の振興に寄与することを目的として「中小企業退職金共済法」に基づき創設された退職金制度**である。

建設業の事業主が勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、被共済者である建設現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、当該労働者が建設業界で働くことをやめたときに、**機構が直接労働者に退職金を支払うという業界退職金制度**となっている。

上記の目的を達成するためには、建設業を営む多くの事業主が本制度に加入するとともに、本制度の被共済者である労働者に共済手帳が確実に交付され、共済証紙が適切に貼付されることが必要である。

なお、県等では、入札参加に当たって必要とされる経営事項審査において、建退共制度への加入の有無を加点評価するとともに、発注工事の設計金額の積算にあたって、共済証紙の費用を現場管理費に含めるなどの措置を講じ、本制度の促進を図っている。

(6) 工事保険契約

労働災害保険、賠償責任保険等に受注者が加入しているとのことである。

工事請負契約約款第 57 条（火災保険等）より、その他保険に付した場合は、監督員に「提示」、「通知」と記載している。

付した保険証券等の控えを提出させる方が、リスク管理として望ましく確認をお願いする。

【参考】愛知県建設局 土木工事現場必携（P. 6-88）

～令和4年4月1日作成～

【Q:4-8】 法定外の労災保険の加入について

どのような保険に加入すればよいのか。

【A】

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第35号）において、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下、「法定外の労災保険」という。）の保険料を予定価格へ反映することが、発注者等の責務として位置づけられ、現場管理費の改定が行われた。

「法定外の労災保険」とは、工事作業員の身体障害を填補することを目的としており、法定外労災補償（建設共済等）、労働災害総合保険、傷害保険などの種類がある。

*引用:公共工事標準請負契約約款の解説

4－2 設計・積算に関する書類

【設計方針】

平成 24 年度の基本設計を基に、関連事業との整合をとりながら、最適な路線、埋設方法を選定した設計。

(1) 設計に関する書類

詳細設計は、日本上下水道設計株式会社名古屋総合事務所にて実施されていた。設計会社の設計技術者などの関係書類も適正に整備されていた。

- ・平成 25 年度 公共下水道実施設計業務委託報告書 平成 26 年 3 月
- ・三好西部地区公共下水道管渠実施設計 令和 4 年 4 月
- ・取付管推進指針

①うりん坊工法、②ベビーモール工法、③パイプ削進工法の 3 工法を比較検討し、立坑スペースの小さい①うりん坊工法を採用していた。適正と判断する。

ア 特記仕様書

特記仕様書は、施工条件明示も含め適正に作成されていた。

イ 設計参考図書

図書の名称	発行年月日	著者
下水道施設計画・設計指針と解説	平成 21 年 10 月	(社)日本下水道協会
下水道実施設計の手引き	平成 24 年 4 月	(財)愛知水と緑の公社
下水道施設の耐震対策指針と解説	平成 26 年 6 月	(社)日本下水道協会
みよし市公共下水道事業設計基準(案)	平成 11 年 6 月	三好町建設部下水道課

(2) 積算に関する書類

【コスト縮減】

- ・マンホール間隔を 100m とすることによる工事費用の削減

ア 積算

積算基準は、愛知県建設局発行の「積算基準及び歩掛表その 1、その 2」に基づくシステムを導入し、「県設計単価表」及び市販刊行物の「建設物価」「積算資料」「土木コスト情報」「土木施工単価」にて適切に算出されていた。

物価資料によらない場合の単価については、原則として 3 者以上から見積り徴取し、平均値を出し上下 30% 範囲内での平均見積価格を本工事採用単価としていた。愛知県建設局発行の「積算基準及び歩掛表」の価格決定方法に準拠しており、適正であった。

イ 積算参考資料

図書の名称	発行年月日	著者
積算基準及び歩掛表（その 1）	令和 4 年 10 月	愛知県建設局
積算基準及び歩掛表（その 2）	令和 4 年 10 月	愛知県建設局
令和 5 年度設計単価	令和 5 年 8 月	愛知県建設局
建設物価	令和 5 年 8 月	(一財)建設物価調査会
積算資料	令和 5 年 8 月	(一財)経済調査会
土木コスト情報	令和 5 年 7 月	(一財)建設物価調査会
土木施工単価	令和 5 年 7 月	(一財)経済調査会
業者見積り		各社
下水道用設計標準歩掛表第 1 巻管路	令和 4 年 10 月	(社)日本下水道協会
下水道施設維持管理積算要領-管路施設編	令和 2 年 2 月	(社)日本下水道協会
うりん坊工法、エルエル削進工法技術資料	令和 5 年度	P I T & D R M 協会

(3) 設計内訳書

提出された「設計内訳書」をチェックしたところ、内容に不備なく整備され、適正であった。

4－3 施工に関する書類

(1) 関係諸官庁への届出

特定建設作業の実施届出書等の提出をはじめ、必要な諸手続きは、的確に実施され、関連書類は適正に整備、保存されていた。

(2) 施工体系図及び施工体制台帳

施工体系図は適正に提出させ、整備、保管されていた。

施工体制台帳は、全建統一様式に基づき適切に作成させていた。

注文書又は請書等で、下請業者に「法定福利費」項目として計上されているかの記載も併せて確認指導をお願いする。

【参考】

- 施工体制台帳の記載内容と添付書類 (建設業法施行規則第 14 条の 2)
- 公共工事では、作成した施工体制台帳の写しを発注者へ提出しなければならない。
(公共工事入札契約適正化法第 15 条第 2 項)
- 公共工事においては、H27. 4. 1 以降契約を行った工事で、工事を施工するために下請契約を行った場合には、施工体制台帳を作成しなければならない。
(公共工事入札契約適正化法第 15 条第 2 項)
- 工事中は、工事現場に備え置くことが義務づけられている。
- 帳簿の添付書類として、工事完了後は 5 年間（発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあつては 10 年間）保存することが義務づけられている。
(建設業法第 40 条の 3、施行規則第 26 条第 2 項ハ、施行規則第 28 条)

(3) 工事カルテ

工事カルテの作成と（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）のCORINS（工事実績情報システム）登録が行われていた。

関連書類は適正に整備、保管されていた。

(4) 工程管理

施工計画に実施工程表が作成、整備されており適正であった。

(5) 履行報告書

月ごとの進捗出来高を工事履行報告書で提出させていた。

計画出来高と実施出来高は、工程表で色分けし適切に進捗出来高数値を把握していた。

(6) 施工計画書

施工計画書は、仕様書に基づき作成させ、提出させていた。

3回提出分の施工計画を確認した。適正であった。

記載番号(8)の「緊急時の体制及び対応」に現場作業中止基準の数値を明確に示し、その後の体制、避難等の場所も追記させることが望ましい。

また、訓練（テスト）し、有効性を確認される指導をお願いしたい。

(7) 工事材料関係の書類

工事用材料使用承諾願などは工事受注者から、監督員に提出させ、適正に整備・保管されていた。また、材料の品質を証明する使用材料調書も受注者から監督員に提出させ、整備、保管されており適正であった。

4-4 建設廃棄物処理に関する書類

(1) 廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者及び処理業者との契約など適正に実施されていた。

(2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト票）は、確認しなかったが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」などに遵守した再生資源実施計画書が提出されていた。

竣工書類検査段階で、設計書、マニフェストの最終確認を行い、運搬状況写真、処分地写真を確認するとのことである。

（産業廃棄物、土捨の処理関連の管理）

No	項 目	産業廃棄物		土 捨	
1	産業廃棄物種類	汚泥	Co, As殻	改良土	残土
2	委託契約書(有/無)	有	有	無	無
3	処分業許可証(有/無)	有	有	無	有
4	収集・運搬業許可証(有/無)	有	有	無	無
5	処分地・運搬経路図(有/無)	有	有	有	有
6	マニフェスト管理(有/無)	有	有	無	無

(3) 受注者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第5条第2項」に該当するため、「建設副産物情報交換システム-COBRIIS-」等を利用し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、提出させていた。

「建設副産物情報交換システム-COBRIIS-」登録証を提出させて頂きたい。

・再生資源利用計画書—建設資材搬入工事用—

建設副産物情報交換システム【工事ID番号 12202017】を確認した。

◇建設廃棄物処理委託契約書：契約控えを確認した。

【参考】愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱

(リサイクル状況の集約への協力)

第16条 リサイクル状況の集約を容易にするため、請負者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の内容を COBRIS に登録し、工事登録証明書を作成し、発注者に提出するものとする。

2 発注者は、工事登録証明書を受理した時には、チェックリストによりエラーがないことをシステム上で確認することとする。

3 あいくる材の使用状況を集約するため、請負者は、あいくる材使用状況報告書とあいくる材使用実績集約表をあいくるのホームページからダウンロードした電子データを用いて作成し、電子データで提出するものとする。

【参考】愛知県建設局 建築工事事務の手引 (P. 2-1)

「COBRIS」 Construction Byproducts Resource Information interchange System の略。

- ・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書は、
「建設副産物情報交換システム (COBRIS/コブリス)」により作成する。
<https://www.recycle.jacic.or.jp>
- ・次のものを添付する。
 - ア 建設発生土受入地の関係法令に基づく許可証 (民間受入地の場合に限る。) の写し
 - イ 収集運搬、処理業者の許可証の写し (受注者が契約した収集運搬業者及び処分業者のもの)
 - ウ 廃棄物処理委託契約書の写し (受注者が収集運搬業者及び処分業者と契約したもの)
 - エ 受注者が契約した処分場までの運搬ルート図
 - オ 工事場所から再資源化または最終処分場までの流れ、収集運搬業者、処分業者 (処分施設) を記載した表 (フロー図等)
 - カ 収集運搬業者の運搬車両一覧表
- ・廃棄物の適正な処理の促進に関する条例第7条第1項、同条例施行規則第3条各項の規定により、工事請負契約時にリサイクル法による説明を行った場合で、処理を説明書に記載した施設から変更した施設で行う場合は、事前に発注者の承諾を得た上で、工事請負契約の変更が必要となる。

4-5 安全管理に関する書類

- (1) 施工計画書より安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。
- (2) 作業員への安全管理は、朝礼、ミーティング及びKY活動記録で作業員に周知徹底がなされていた。

(工事管理記録、安全管理標識掲示:実施中項目に○印)

工事管理記録	安全管理の会議・現場での標識掲示
日報・週報・月報 品質管理・出来型管理・納品管理 グリーン購入法適合製品の購入 打合せ簿・指示書・実施工程管理表 工事写真帳	朝礼・安全会議記録 安全パトロール記録 新規入場者教育ノート 建設業許可票・労災保険成立票 施工体制体系図・緊急連絡体制図 建設業退職金共済制度通用事業主現場標識

4－6 現場施工状況調査における所見

(1) 作業所において、作業員への指示、指導は適切に実施されていた。

KY記録、指示事項が記載され、作業員への適切な指示指導がなされていた。

(2) 工事の品質管理状況は、書面及び現場施工状況から判断して特に問題は認められなかった。

(3) 建設業法等による工事現場掲示物「建築工事事務の手引」(愛知県建設局) P. 2-5及び「土木工事現場必携」(同) P. 1-13(5)より、「工事現場への掲示について」を参考に掲示すべきものを徹底させること。また、記載方法等を受注者へ指導徹底をお願いします。

5 技術調査全般

本工事の書類及び現場を通じて、各種届出書や施工計画など、工事着手前、工事中に必要な書類は整備・保管されていた。

施工及び管理は、書類はもとより現場監理が大切である。

発注者監督員として、「施工監理プロセス、施工計画、段階確認検査、材料承認検査等(チェックリスト)一覧」など「チェックリスト」管理すると、より品質の高い工事目的物が施工される。

今回は全体のサンプリング監査であり詳細まで検証することができなかったが、交通量のある道路下への下水道管布設である。工程的に厳しい感があるが、安全管理体制の充実を図り、無事故、無災害完成をお願いします。

以上